

# 滋賀県財政の動向

## 1 滋賀県財政の現況

### 国との比較で見る滋賀県財政

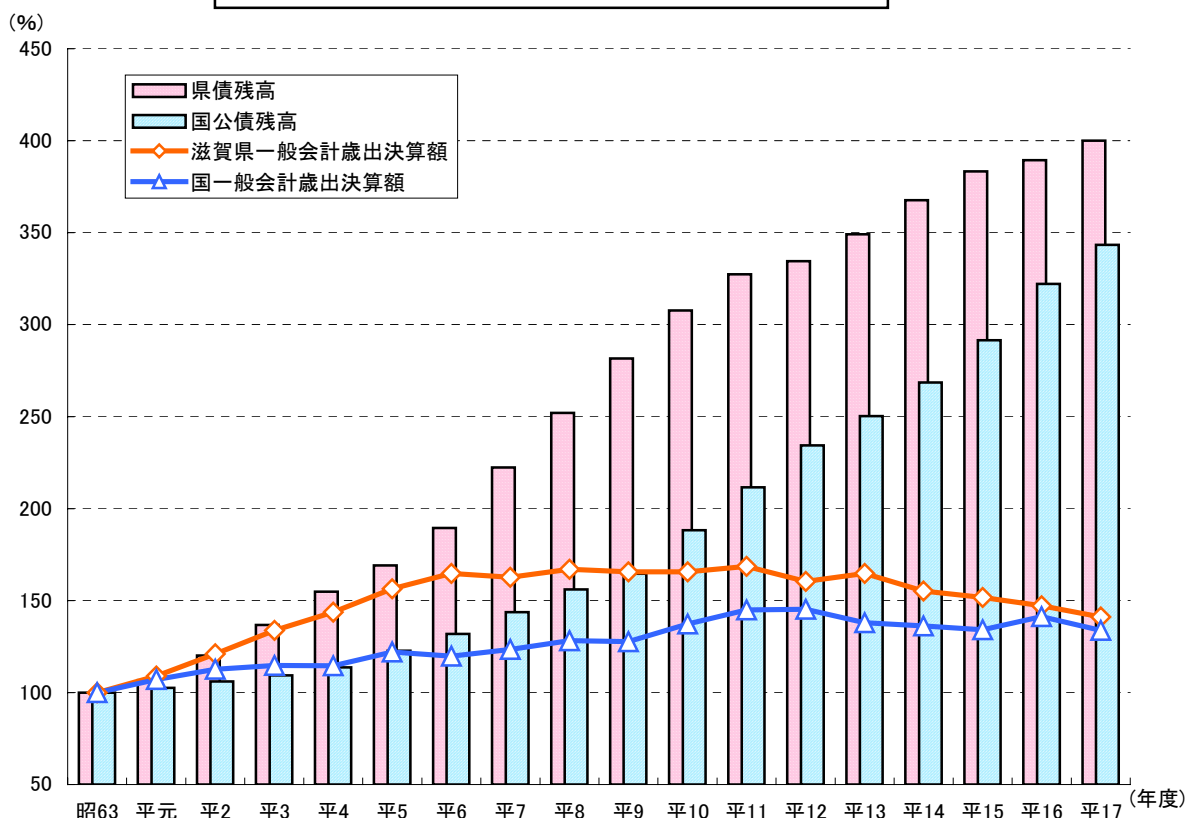
#### 縮小傾向にある財政規模

本県の一般会計歳出決算額の推移を見ると、平成6年度までは右肩上がりでの拡大を続けてきましたが、その後は平成13年度までは横ばいで推移し、近年は財政構造改革の取り組みなどにより、財政規模が縮小傾向になっています。一方、国の一般会計歳出決算額は、平成12年度まで拡大を続け、その後やや縮小していますが、最近ではほぼ横ばいとなっています。

#### 借入金残高の増加

国も本県も、借入金の残高は年々増えています。平成元年以降、起債による社会基盤整備が進められたことから、県債残高は、国の公債残高を上回る勢いで増えてきましたが、最近では投資的経費の抑制により、伸びは小さくなってきました。しかし、平成17年度の県債残高は、昭和63年度の約4倍となっています。

国と県との歳出決算額および借入金残高の推移(昭63=100)



- (注) 1 県および国の歳出決算額については、平成15年度までは決算額、平成16年度は最終予算額、平成17年度は当初予算額です。  
 2 県債残高および国公債残高については、平成15年度までは各年度末現在高、平成16年度および平成17年度は各年度末現在高見込額です。

## 経年変化で見る滋賀県財政

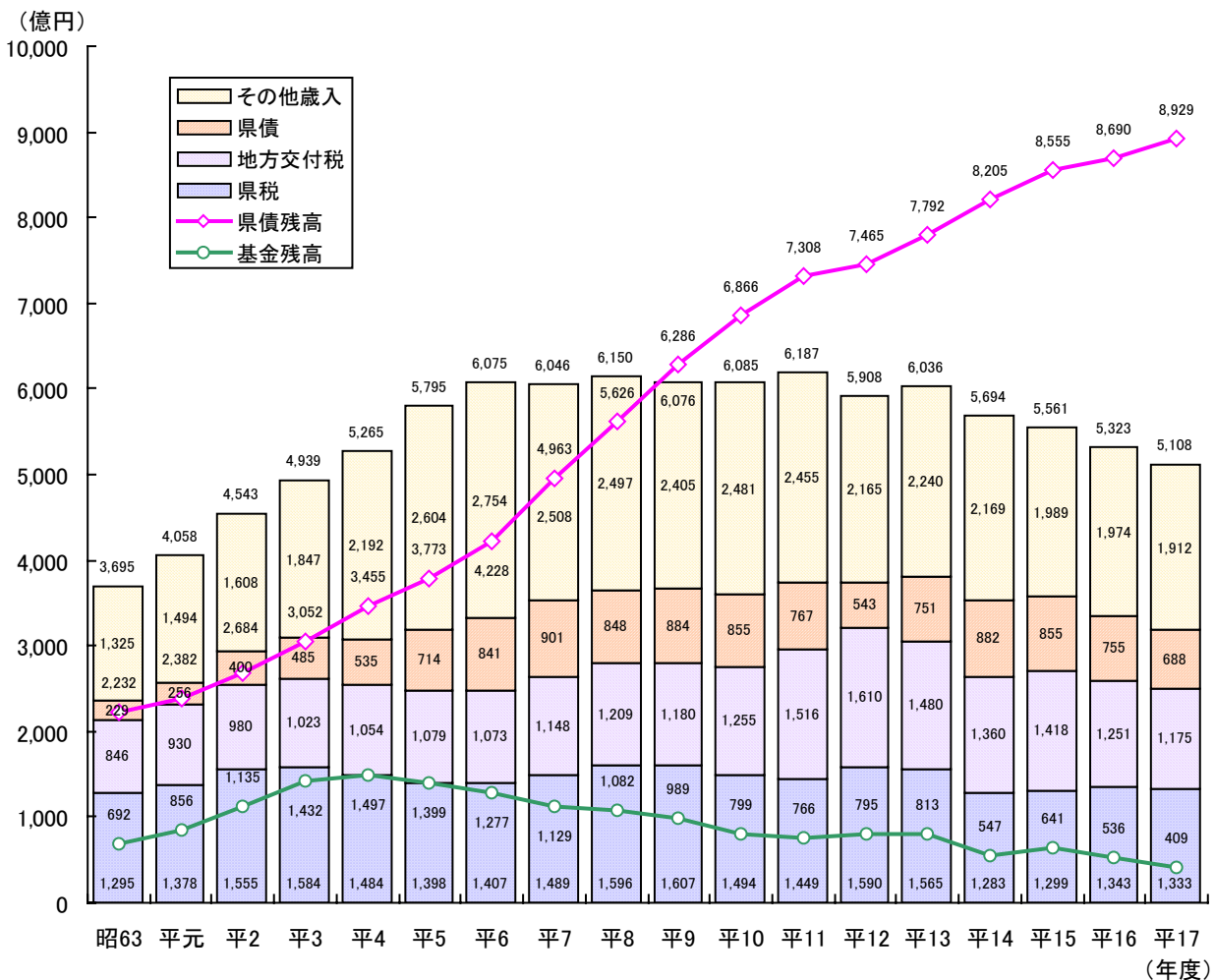
### 歳入決算額に見る歳入構造の変化

景気の低迷を受けて、平成14年度に県税収入が大きく落ち込み、その後はやや回復基調にはあるものの、落ち込む前の水準には達していません。また、地方交付税はこのところ年々減少しており、借入金である県債についても、地方財政対策に基づく特例的なものを除きその発行を抑制してきたことから、近年減少傾向にあります。

### 県債残高の増加と基金残高の減少

平成10年度以降の財政構造改革の取り組みにより、県債の発行を抑制してきましたが、近年国の地方財政対策により、地方交付税から県債への振替がなされたことなどにより、残高は増加の傾向にあります。また、県税や地方交付税の減に伴う対応として、基金の取り崩しを行ったことから、基金残高も減少を続けています。

歳入決算額、県債残高および基金残高の推移(一般会計)



- (注) 1 県債については、借換債を除いています。  
 2 平成15年度までは決算額、平成16年度は最終予算額、平成17年度は当初予算額です。  
 3 県債残高および基金残高は各年度末現在高であり、平成16年度および平成17年度は見込額です。

## 歳出規模の縮小

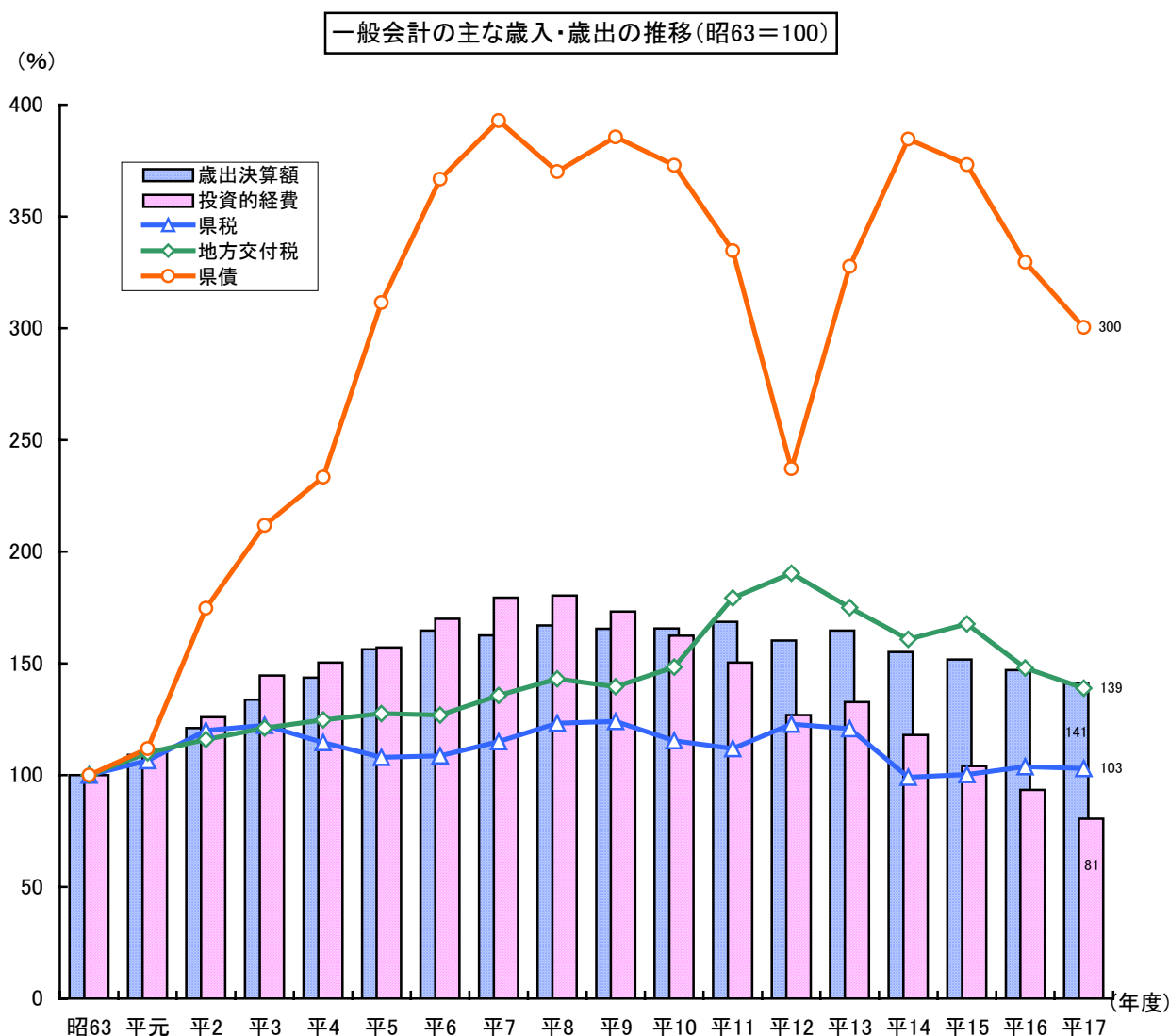
歳出決算額は、平成6年度までは増加し、その後ほぼ横ばいで推移してきましたが、平成13年度以降は、年々縮小しています。特に、投資的経費は、平成9年度以降、事業の重点化を図ってきた結果、大きく減少しています。平成17年度当初予算では、昭和63年度の8割程度になっています。

## 投資的経費と県債発行額の推移

基本的には、投資的経費の伸びと県債発行額の伸びは、同じような推移を示していますが、平成13年度から国の地方財政対策の関係で特例の地方債（臨時財政対策債）を多額に発行したことから、県債発行額は急激な伸びを示しました。また、臨時財政対策債は三位一体の改革による地方交付税の総額の抑制に伴い、平成16年度以降は発行額が減少しており、近年県債発行額は減少傾向となっています。

## 地方交付税の縮減

地方交付税については、平成13年度から財源不足を臨時財政対策債の発行により補てんする措置が講じられたことから、本来交付される分が県債に振り替えられ、その額が減少することとなりました。さらに、三位一体の改革により、地方交付税の総額が抑制され、一段と減少する結果となっています。



(注) 1 平成15年度までは決算額、平成16年度は最終予算額、平成17年度は当初予算額をもとに作成しています。

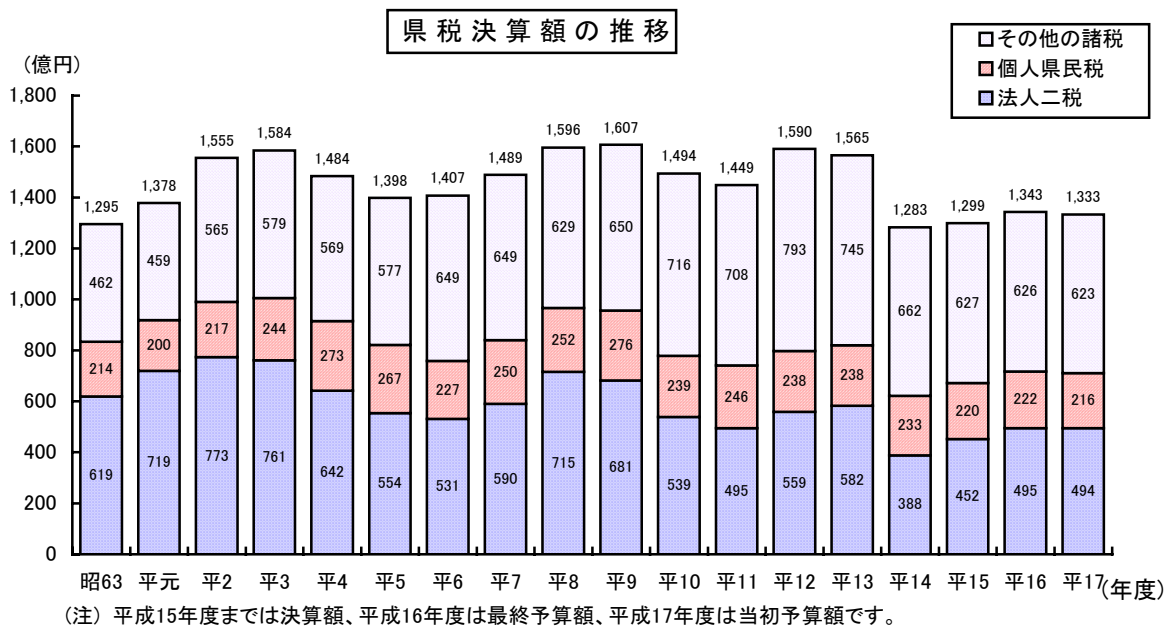
2 県債および歳出決算額については、借換債に係るものを除いています。

## 滋賀県財政の現状のポイント

### ポイント1 法人二税をはじめとする県税収入の低迷

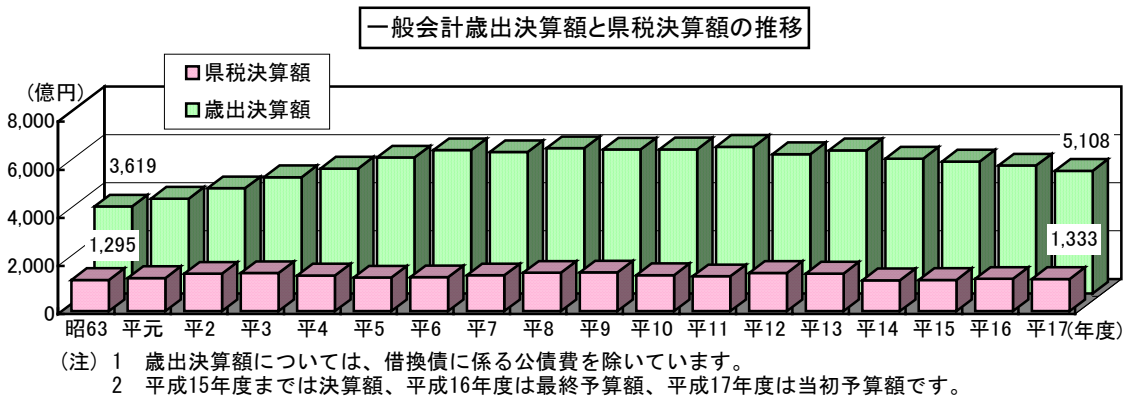
#### 低迷する県税収入

県税収入のうち、法人二税（法人県民税と法人事業税）が、長引く景気の低迷から、平成2年度の773億円をピークに減少しており、特に平成14年度に大きく落ち込み、これが県税収入全体に大きく影響しています。特に本県は、県税に占める法人二税の割合が高く、景気の動向に影響を受けやすい特徴を有していることから、その動向が県税収入を左右することとなります。現在、やや回復基調にあります。平成17年度当初予算の県税収入は、昭和63年度頃の水準にあり、落ち込み前の状況には戻っていません。



#### 歳出決算額と県税収入とのギャップ

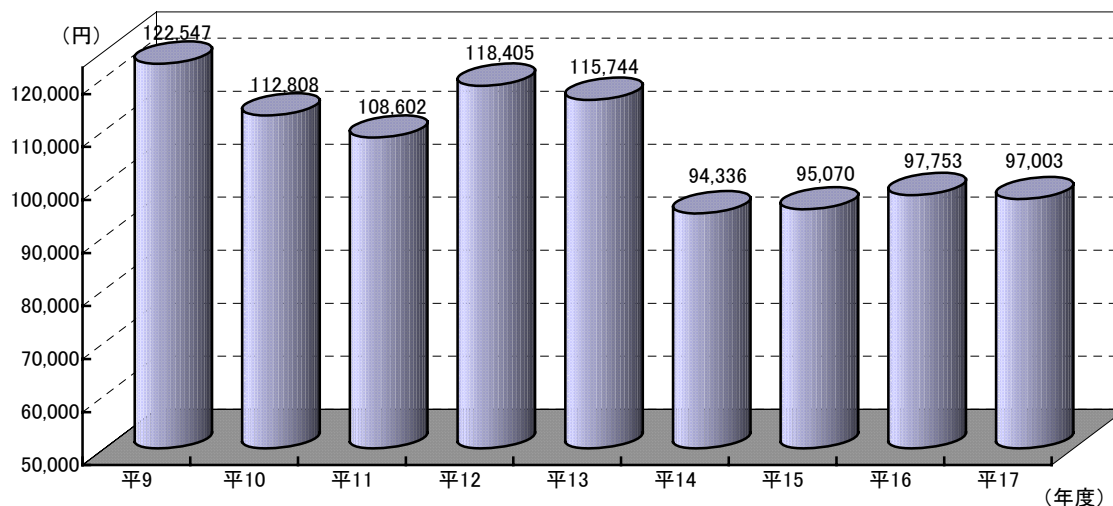
昭和63年度の歳出決算額と県税決算額との差は、2,324億円でしたが、平成17年度当初予算では、3,775億円となっており、約1.6倍に拡大しています。



## 県民負担の状況

県財政に大きな位置を占める県税を県民1人あたりに換算しますと、平成17年度当初予算で97,003円となり、県税収入が最も多かった平成9年度と比べると、25,544円減少しています。

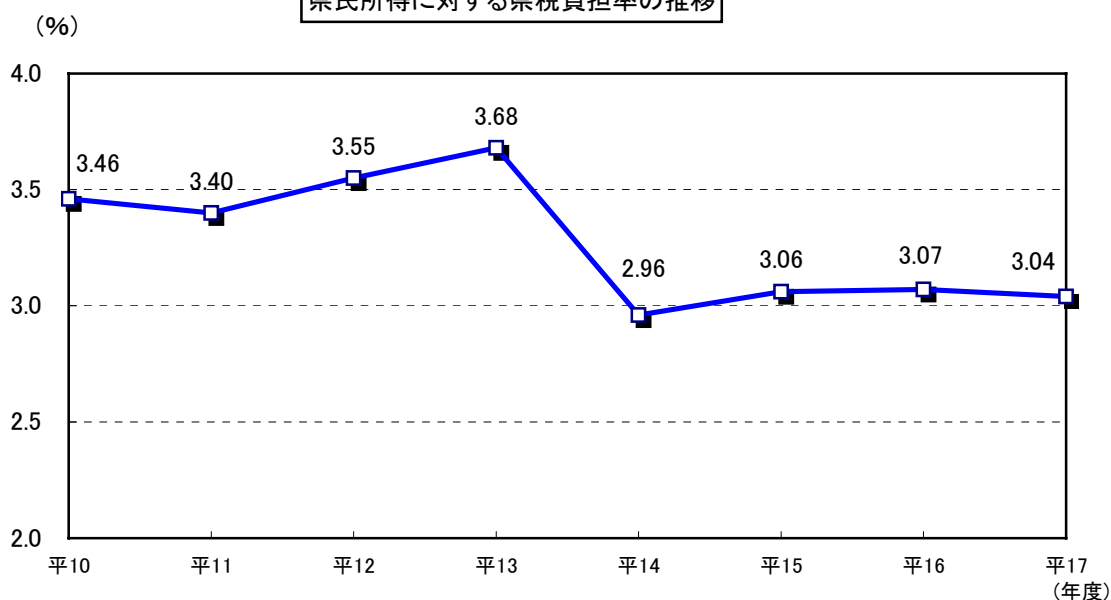
県税の県民1人当たり負担額の推移



(注) 県民1人当たり県税負担額は、県税決算額(平成16年度は最終予算額、平成17年度は当初予算額)を、各年10月1日現在の推計人口(平成12年度は国勢調査人口、平成17年度は平成16年度の人口)で除したものです。

また、県民所得に対する県税負担率を見ると、平成13年度までは、3.5%前後でしたが、平成14年度以降は3%程度の水準となっています。

県民所得に対する県税負担率の推移



(注) 県民所得に対する県税負担率は、県税決算額(平成16年度は最終予算額、平成17年度は当初予算額)を、県民所得(平成14年度までは実績推計値、平成15年度および平成16年度は回帰分析による見込値、平成17年度は平成16年度の数値)で除したものです。

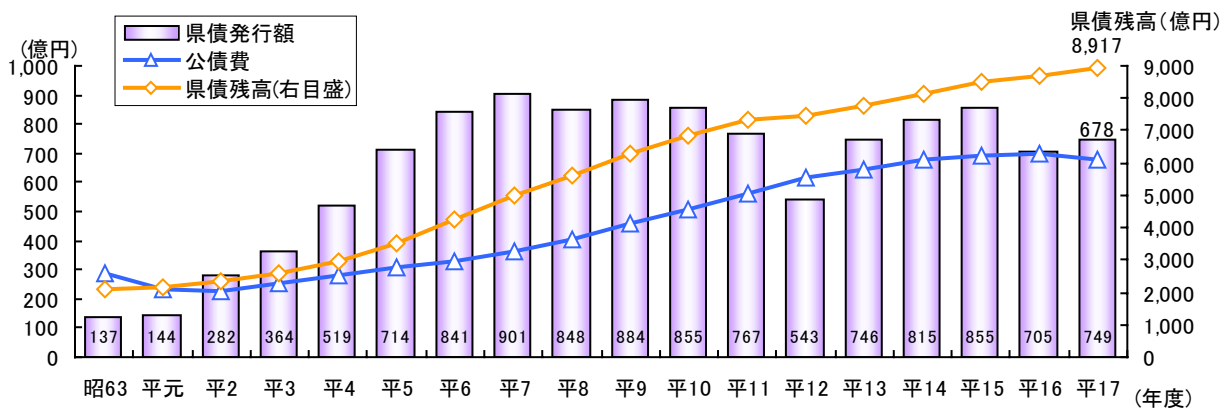
## ポイント2 多額の県債発行（借金）と公債費（返済額）の増大

### 年々増大していく県債残高

財政構造改革の取り組みにより、平成10年度から12年度にかけて県債発行額は減少しましたが、平成13年度の地方財政対策から、地方の財源不足の一部を臨時財政対策債の発行により補てんする措置が講じられたことから増加に転じ、県債残高も年々増加しています。平成16年度以降は、さらなる財政構造改革の取り組みや臨時財政対策債が大きく減となったことにより、県債発行額が減っています。

また、公債費についても、県債発行の抑制や借換債の償還方法等の見直しにより増加率を抑え、負担の平準化に努めています。

県債発行額、県債残高および公債費の推移

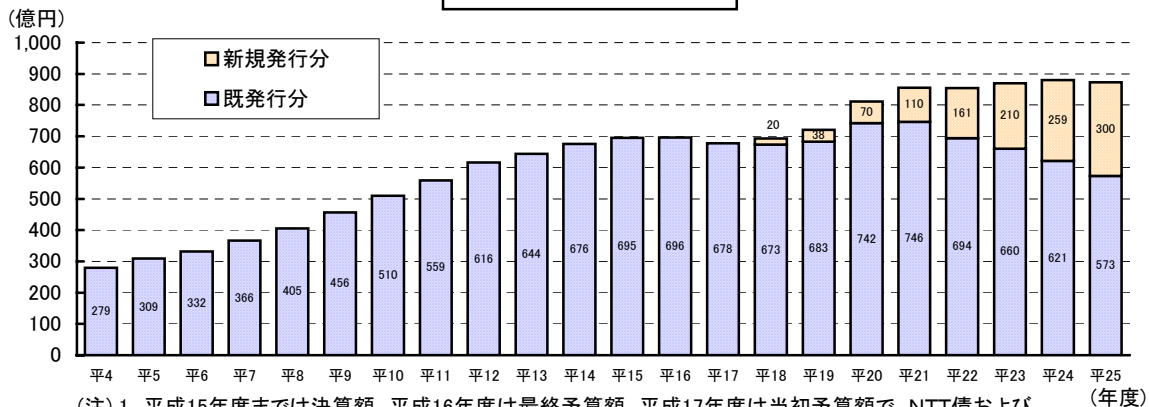


- (注) 1 県債発行額および公債費は、平成15年度までは決算額、平成16年度は最終予算額、平成17年度は当初予算額(県債発行額の平成16年度および平成17年度は見込額)であり、借換債およびNTT債に係るものを除いています。  
 2 県債残高は、各年度末現在高(平成16年度および平成17年度は見込額)で、NTT債を除いています。

### 今後の公債費の見込み

公債費は、近年、低金利の恩恵を受けて利子支払額が減少していることや、財政構造改革プログラムに沿って公債費の平準化を行ったことから横ばいの状況にあります。しかしながら、平成17年度と同じ規模で県債を発行していくと仮定すると、プログラムの計画期間の後には、増加する見込みです。

公債費の今後の推移



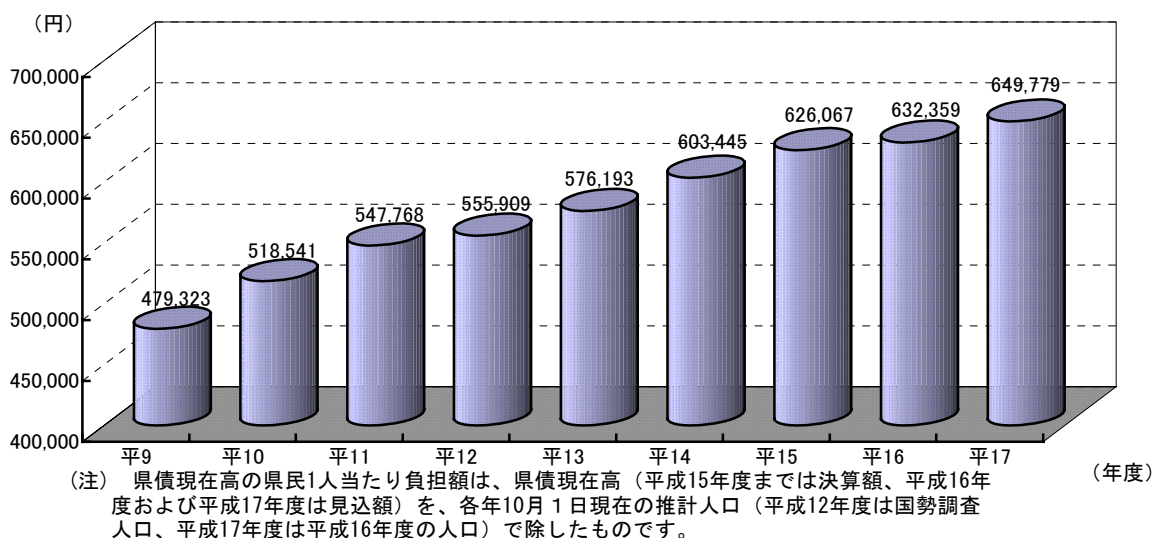
- (注) 1 平成15年度までは決算額、平成16年度は最終予算額、平成17年度は当初予算額で、NTT債および借換債は除いています。  
 2 平成18年度以降の新規発行額は、平成17年度と同額として試算しています。

## 県債の状況

道路や河川、学校などのように長期にわたって利用される施設の建設や災害復旧事業などでは、一時的に多額の資金が必要になることや世代間の負担の公平を図る観点から、県債を発行して資金調達を行っています。

平成16年度末の一般会計における県債現在高見込額は、8,689億7,598万4千円で、前年度末現在高8,554億6,714万3千円に比べ135億884万1千円、1.6%の増となり、県債現在高の県民1人当たり負担額は、632,359円となる見込みです。

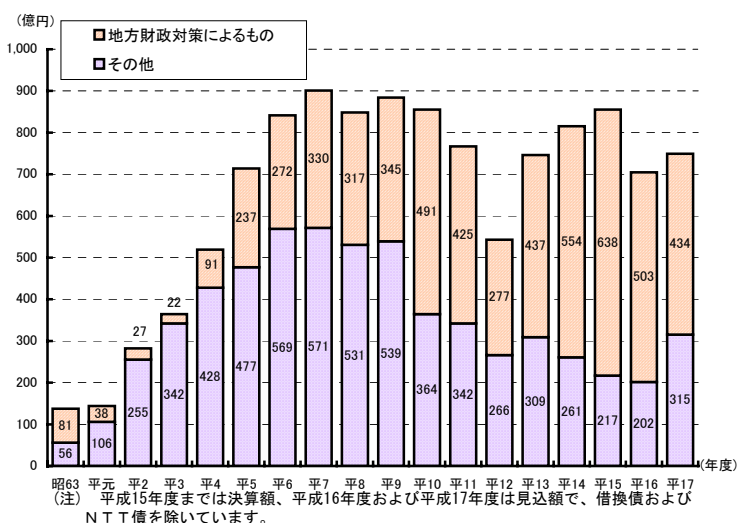
県債現在高の県民1人当たり負担額の推移(一般会計)



県債は、後年度の財政負担となるため、極力発行を抑制していますが、近年、減税による減収の補てんや臨時財政対策債などの国の地方財政対策によるものが増加してきました。しかし、平成16年度以降は、大きく減少する見込みです。これらは、将来、元利金を返済する際、その全部または一部が地方交付税で措置されるものです。

また、その他の県債については、財政状況を踏まえた借り入れに努めています。平成17年度は財源不足に対応するため、増えています。

県債発行額の推移



付表 第2表 最近10年における県債借入状況(一般会計)

50ページ

第3表 県債の現在高状況

51ページ

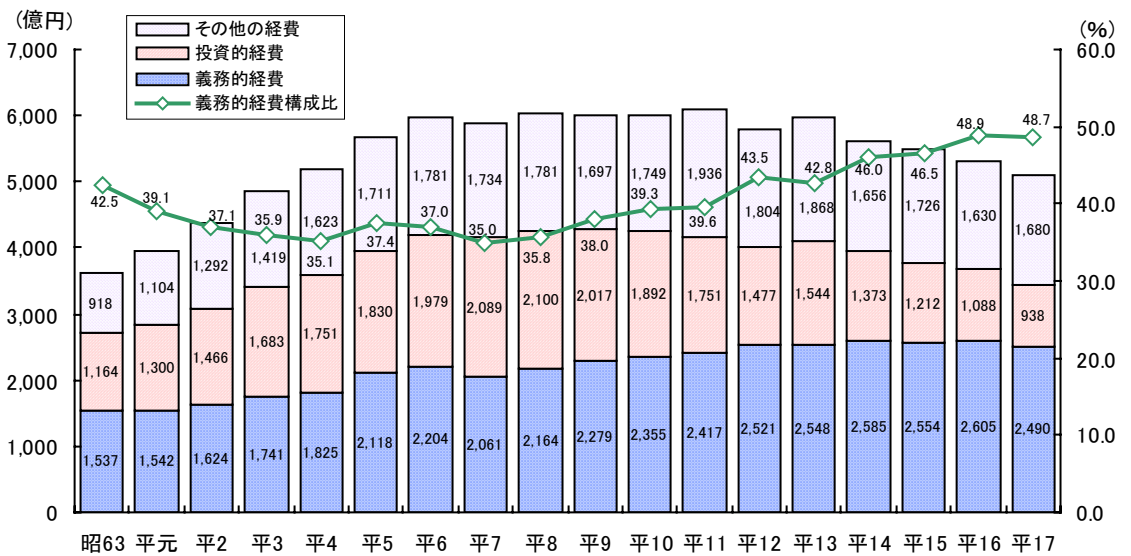


## ポイント3 義務的な経費の占める割合の上昇

### 義務的経費の状況

職員給与費などの人件費、生活保護費などの扶助費と借入金の返済である公債費をあわせた義務的経費の歳出全体に占める割合が高くなっています。平成16年度最終予算では、NTT債の繰上償還等により公債費が増えたことにより義務的経費が増加しました。平成17年度当初予算では、抜本的な事務事業の見直し等により、歳出予算額全体が大きく減ったことから、義務的経費そのものは減っているにもかかわらず、構成比は高い水準で推移しています。

歳出決算額と義務的経費の状況

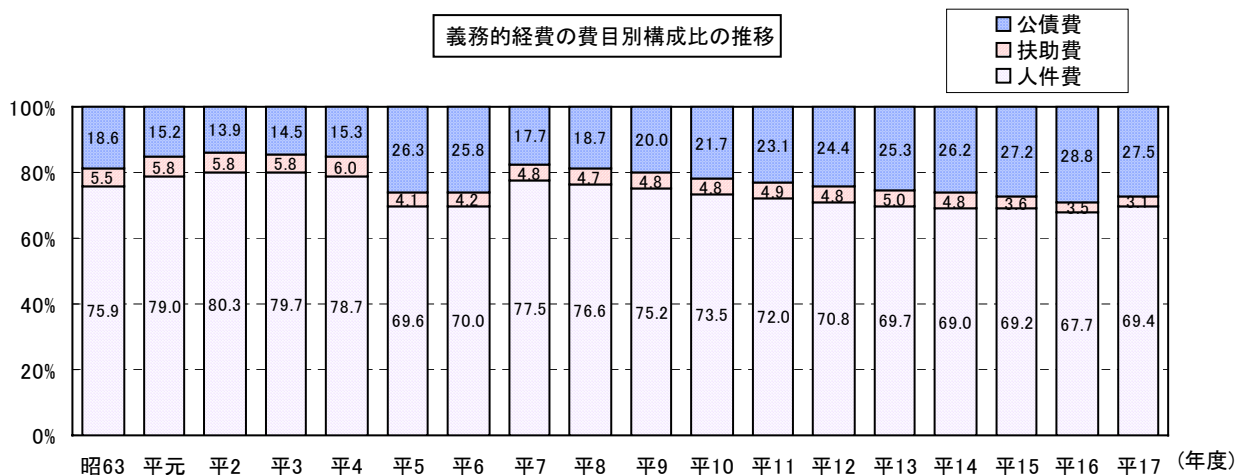


(注) 1 義務的経費のうち公債費については、借換債を除いています。  
2 平成15年度までは決算額、平成16年度は最終予算額、平成17年度は当初予算額です。

### 義務的経費の内訳

近年、職員定数の削減や給与のカットなどにより、職員給与費の抑制を行っていることから、人件費の割合が小さくなってきています。また、児童扶養手当や生活保護で県から市に事務が移管されたことなどにより、扶助費も減少傾向になっていきます。一方、借入金の返済である公債費の比重は高くなっています。

義務的経費の費目別構成比の推移

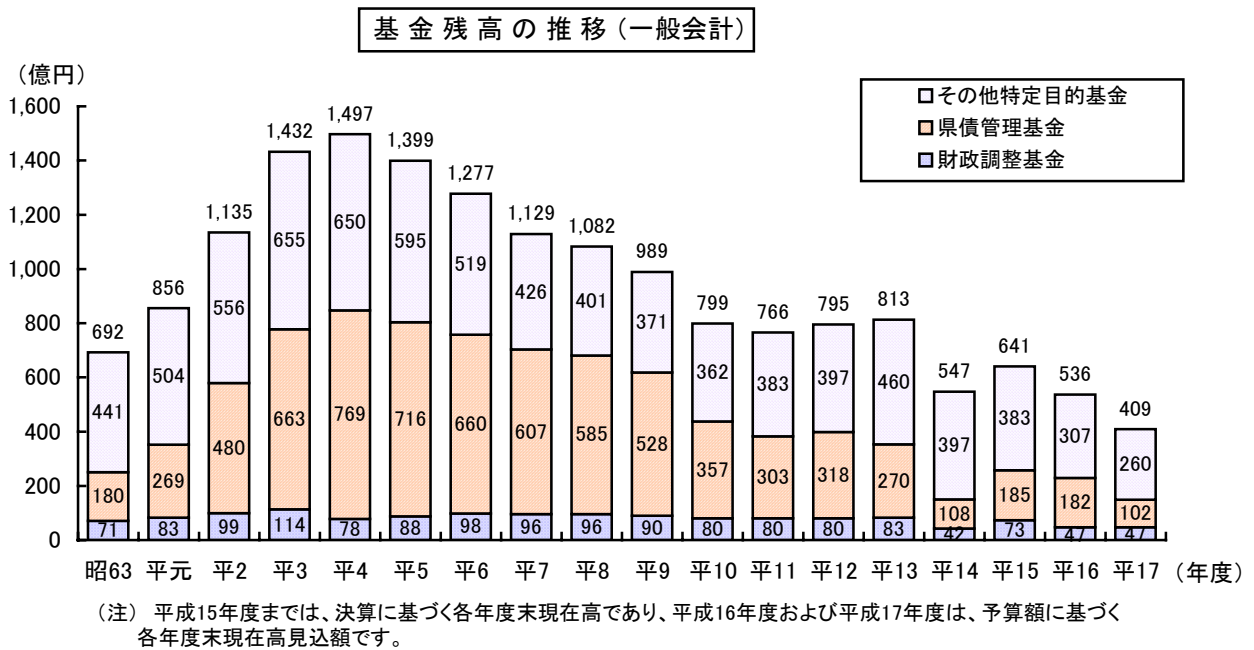




## ポイント4 基金残高の激減

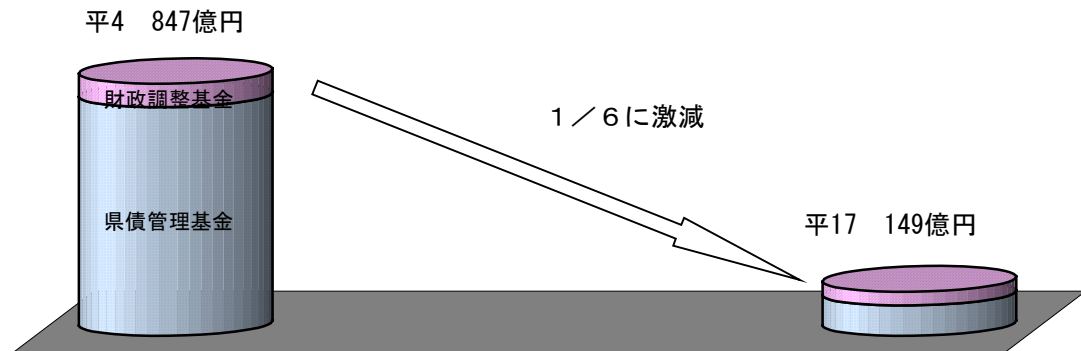
### 財源不足対応のための基金取り崩し

県の貯金である基金には、年度間の財源の不均衡を調整するための財政調整基金、借入金の返済に備えるための県債管理基金、そして施設整備などの特定目的のために将来に必要となる財源をあらかじめ準備しておくためのその他特定目的基金があります。基金残高は、平成4年度の1,497億円がピークで、近年、特に県税収入の落ち込みなどによる財源不足に対応するため、大幅に取り崩しています。その結果、平成17年度末の基金残高は、409億円になる見込みです。



### 財政調整基金と県債管理基金の状況

平成4年度には、県債管理基金769億円と財政調整基金78億円をあわせて847億円の残高がありました。平成17年度末には、それぞれ102億円と47億円をあわせて149億円にまで減少する見込みとなり、ほとんど底をついた状態です。



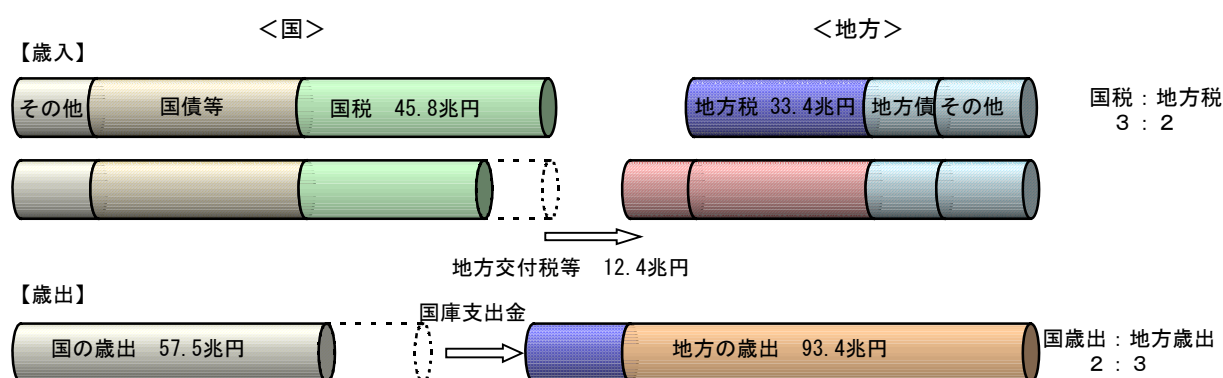
## ポイント5 三位一体の改革の影響

### 地方における歳出と税源配分の乖離

地方公共団体は、地域の行政サービスの提供主体として大きな役割を果たしていることから、国と地方の最終的な歳出の比率が概ね2：3となっているのに対し、国と地方の税源配分は、3：2と逆転しており、地方が自由に用途を決定できる自主財源が十分に確保されていない状況にあります。このため、地方が自らの負担と責任で地域の実情にあった施策を推進していく上で大きな制約となっています。

また、国税として集められたものが国庫支出金等で地方に配分されるため、受益と負担の関係が見えにくくなり、歳出増につながりやすいといった指摘もなされています。

#### ●国と地方の税源配分の状況（平成14年度決算）



### 地方の自主性を拡大する三位一体の改革

地方が自らの支出を自らの権限、責任、財源で賄う割合を増やすとともに、国と地方を通じた簡素で効率的な行財政システムの構築をめざして、国から地方公共団体への税源移譲、国庫補助負担金の廃止・縮減、地方交付税制度の改革を一体として行う取り組みです。

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針（いわゆる骨太の方針）」においては、地方にできることは地方に委ねるとの観点に立って、地方の自立をめざした改革の方向性が明らかにされています。

#### 三位一体の改革の概要

	骨太方針 2003	骨太方針 2004
税源移譲	基幹税の充実により税源移譲 義務的事業は全額、その他は8割程度 を目安として移譲	所得税から個人住民税への3兆円 規模の税源移譲（個人住民税所得 割の税率をフラット化）
国庫補助負担金 改革	概ね4兆円を廃止・縮減 事務事業・補助金のあり方を抜本的に 見直し	税源移譲に結びつく改革、地方の 自主性を拡大する改革を実施 具体案の取りまとめを地方に要請 国の関与・規制の見直し
地方交付税改革	財源保障機能の見直し、縮小 地方歳出の見直し、交付税総額の抑制 不交付団体の人口割合を拡大	地方歳出の見直し、抑制 安定的財政運営に必要な一般財源 総額の確保

## これまでの具体的な改革の結果

この方針に基づき、平成 16 年度の国の予算編成においては、1兆 300 億円の国庫補助負担金の廃止・縮減がなされ、所得譲与税や税源移譲予定特例交付金という形で地方に税源移譲がされましたが、廃止・縮減された国庫補助負担金の額に比べ、移譲された額が少額であったことと、地方交付税の総額（臨時財政対策債を含む。）が2兆 8,623 億円も削減されたことから、県の予算編成に大きな影響を及ぼしました。

平成 17 年度においては、1兆 7,680 億円の国庫補助負担金の廃止・縮減が行われ、1兆 1,160 億円が改革に対する移譲額として、所得譲与税や税源移譲予定特例交付金で財源措置されました。地方交付税は、その総額が平成 16 年度並みに確保されたものの、大幅に削減された前年度と同じ水準であるとともに、地方公共団体間でのばらつきがあり、本県は引き続き大幅な減が見込まれるなど、財政状況の改善にはつながっていません。

「三位一体の改革」については、税源移譲を基軸に据え、地方分権の推進という観点から、地方の自立度を高めるものとなるよう具体化が図られるべきで、次のように提案しているところです。

- ・ 税源移譲は、所得税から個人住民税へ本格的に移譲することとし、個人住民税所得割の10%比例税率化により、適切にその実現を図り、移譲に際しては納税者負担が実質増税にならないものであること。併せて、権限に見合った安定的な財源の確保を図る観点から、消費税についても地方消費税として地方に移譲すること。
- ・ 国庫補助負担金の改革は、国の関与を縮小し、地方の権限と責任を拡大するという観点から見直しを行い、生活保護費負担金の負担率の引き下げなどにより、地方に負担転嫁がなされることのないこと。また、建設国債の対象となる施設費も税源移譲に結びつく改革とすること。
- ・ 地方交付税の改革は、財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるとともに、地方の実態を踏まえ、確保すべき行政水準を明確に、そして具体的にした上で、その所要額を確保すること。

### 平成 17 年度の三位一体の改革について

